

飲食店等の営業時間短縮の要請について

飲食店等における感染拡大を防止するため、集中的に対策を講じることとし、以下のとおり営業時間の短縮を要請します。

◆要請期間

令和3年1月25日（月）0時から
令和3年2月7日（日）24時まで

◆対象施設

通常時に21時から翌日5時の間に営業を行っている食事提供施設及び飲食を提供する遊興施設

- 食事提供施設：飲食店、料理店、喫茶店等
※ 宅配・テイクアウトサービスのみを提供する場合を除く。
- 遊興施設：キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック、カラオケボックス、ライブハウスで、山梨県の休業等の協力要請を個別解除された施設

◆要請内容

営業時間を5時から21時までに短縮するよう要請します。

山梨県営業時間短縮要請協力金

上記要請に応じていただいた事業者に、協力金を交付します。

◆交付額

- 1店舗あたり 56万円（1/25～2/7まで 14日間）
- 1店舗あたり 40万円（1/29～2/7まで 10日間）

※ 21時以降の営業を行う日数が、通常週3日以下の場合には上記の1/2の額

◆交付要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 飲食業の営業許可を取得し、かつ営業の実態を有すること
- ② 1月25日又は1月29日から2月7日まで連続して営業時間短縮を実施すること
- ③ やまなしグリーン・ゾーン認証を取得していること
または
休業協力要請の個別解除を受けていること

※ 詳細については、裏面に記載の窓口までお問い合わせください。

◆ 交付対象店・施設

山梨県内に所在し、21時から翌日5時までの時間帯を含む営業を行っている以下の施設で、県の営業時間短縮の協力要請に応じた事業者

ア. やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた【食事提供施設】

※1月25日時点で認証を取得していない場合であっても、1月29日までに事務局（甲府市丸の内1-17-10-7階）に認証申請書等が提出されている場合（郵送又は持参の場合は同日17時必着）は、交付対象とします。

ただし、別に定める期限までに認証等が受けられなかった場合は、交付対象から除外します。

イ. 休業協力要請対象から個別に解除された【遊興施設】

※1月22日時点で、休業協力要請対象から個別解除されていない施設であっても、同日までに県において解除申請の受付が終了し、1月29日までに個別解除を受けた場合は、交付対象とします。

◆ 申請に必要な書類（予定）

- ① 交付申請書（県指定様式）
- ② 誓約書（県指定様式）
- ③ 食品衛生法の飲食店営業許可証の写し
- ④ 振込先の通帳等の写し
- ⑤ 対象店舗の「**本来の営業時間**」がわかるもの

・店先や施設内に掲示した案内の写真又はホームページの写し等

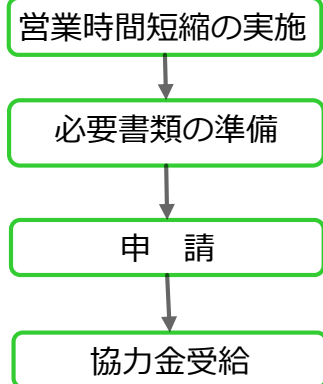
- ⑥ 対象店舗の「**営業時間短縮の案内**」（又は休業の案内）がわかるもの

・店先や施設内に掲示した案内の写真又はホームページの写し等

※ 申請書類は、追加・修正することがあります。

詳細については、2月上旬に開設する予定の県ホームページをご覧ください。

<協力金受給までの流れ>



問い合わせ窓口（休日も対応：受付時間 9時～17時）

- 飲食店等への協力金の申請について（産業政策課） **055-223-1651**
※ ホテル・旅館への協力金は、055-223-1505（観光文化政策課）までお問い合わせください。
- グリーン・ゾーン認証について（事務局） **055-222-0384**
- 遊興施設の休業協力要請の個別解除について（衛生業務課） **055-223-1489**